(一)　第600号　昭和27年9月25日 第三種郵便物認可　THE MIIKE　【毎週日曜日発行】　昭和34年(1959)11月22日（日）

発行所
三池炭鉱労働組合
大牟田市不知火町2
電話 3033番 7140番
編集兼発行人　北岡　隆

中労委あつせん案出る

職場斗争抑圧を許すな

十二日中央団交決裂後、われわれは闘争態勢をかためて、長期闘争にそなえていたが、十三日から中労委の斡旋がはじめられた。斡旋は、会社側の強硬な態度で難航をきわめたが、二十一日つぎのような「斡旋案」がだされた。

斡旋案

三井鉱山の今回の争議は、特に三池を中心にして極めて険悪な状態にある。

本来、石炭の問題については、今度の如き問題も含めて政府の根本的な対策に期待すべきものであるが、事態の切迫は、これをまつ余裕を与えないで遂に職権の斡旋の止むなきに至った。

争議の核心は結局人員整理の問題に集約される訳であるが、この点に関する労資双方の主張は最後まで歩み寄りを見ず連日の調整も遂に完全な結論を見るに至らなかった。

しかしながら事態はこれ以上の遷延を許さないので、ここに第三者としての見解を斡旋案として提示する。

この斡旋案はこのような事情のもとに成立したものであり、且つ斡旋者としては現状のもとにおける最善の案と考えるので労資ともこの線で事態を収拾するように要望する。

記

一、生産阻害の要を排除することは再建の根本と思われるので、会社・組合は協力して職場規律を確立、生産目標の達成に努めること。

二、人員整理については会社原案の数字（三池については二・二一〇名）の実現を期し、十日の期限をもつて希望退職者の募集を行うこととし、この募集について組合はこれを妨害しないこと。

三、退職希望者が予定人員に達しない場合には、本社と炭労及び三鉱連との間で別途協議することとし、この協議が整わない場合には本斡旋員の裁定によつて決定すること。

四、四名の懲戒解雇者並びに六名の懲戒解雇を申入れられたものについては、今回に限り本社・炭労並びに三鉱連の三者のトップ会談に移して協議すること。

五、退職者については公共の職業訓練所の活用をはかるほか、会社においても極力就職の斡旋に努め関係会社への吸収については特に配慮すること。

六、給与の遅配が重なっているので成る可く速やかにこれを完全支給に戻すよう会社において努力すること。斡旋員としては十二月分からの完全支給を期待する。

七、立上り資金として一人平均一万円（税込）を支給すること。この斡旋案にもとずいて中労委員会を開催し、斡旋案にたいする方針を決定する前に、期末、賃金支払い、労働条件などについて、引続き会社と交渉し、その結果、斡旋案を含んで総合的な結論を出す方針をきめ、炭労原委員長、三鉱連鼎山委員長、河野事務局長を交渉メンバーとし、団交を申入れた。

すべての国は必ず社会主義に向って進んでゆく。これは誰も止めることはできない。

フルシチョフ

前進

闘いの気をゆるめるな

十九、二十日の両日総評は臨時大会をひらいて、いよいよ重要な段階をむかえた、「安保改定」と「合理化」に反対して闘う総評の決意をしめした。

そして、大会は「首切り合理化」と「安保改定」に対決して闘うことが、いま労働者階級に課せられた中心任務であることを再確認した。炭労の闘いを一〇〇円カンパで支え、それを核として各単産が独自の要求をかかげ、炭労をつつんで山広い闘いを組み、九州・北海道の拠点闘争を全国にひろげ十二月十日の第九次統一行動にむけて力強く前進することを明らかにした。

こうして、労働者階級の団結がかためられ、その闘いがたくましく発展している一方、敵の攻撃もきわめて露骨なものとなって、われわれに迫っている。

それは「首切り」に対決して闘う決戦の布陣がしかれたとき、中労委が「あつせん」にのりだしたこと。会社があくまで「質・量」の首切りを強行するという態度を変えず、「あつせん」を難航させそのことが「あつせん案」にも反映されて、幾多の問題点をふくんだ「あつせん案」が提示されたことが、全国民の猛反撃をうけながら、全国的戦争政策である「安保改定」の方針を変えず、来年早々には調印にこぎつけようとしていることなどを、はっきりとみることができる。

われわれの闘いは「あつせん案」提示によって、新しい局面にはいったが「あつせん案」提示を機にして敵のネラう「動揺策謀」を警戒する必要がある。われわれの一方的な犠牲による合理化や、組合の骨ぬきをねらう「首切り」を認められようはずがなく、平和の方向にむかって明るくひらけている世界の歴史に逆行して、戦争の道をすすもうとする反動政策に屈服するわけにはいかない。

いまこそ、全国の仲間たちによってかためられた固いスクラムをさらにつよめて闘わねばならない。

まさに、闘いはこれからである。

安保改定粉砕へ

総評第13回臨時大会終る

安保闘争強化と炭労合理化反対闘争支援のため総評第十三回臨時大会は、十九日から二日間、東京青山の日本青年館でひらかれた。大会は安保改定阻止のため今月末から十二月にかけて、三次にわたる統一行動を実施する。また炭労の争議には長期闘争にそなえて、大規模な資金対策を講ずることなど決定、労働者の強い決意をしめして大会を終った。

大会第一日は十九日午前十時半から単産代議員四百六名と特別代議員約七十名が集つてひらかれた。議長団に小林武（日教組）、入江正治（合化）、佐藤新次郎（全逓）、佐藤寛三郎（全司法）の五氏を選出したあと、太田議長から「日本の労働運動の飛躍と安保体制の打破が、この大会の使命である」と挨拶、つづいて日本社会党鈴木委員長、日本共産党中央委員鈴木市蔵氏が挨拶、また安保改定阻止国民会議からは加藤勘十氏が挨拶を行った。

このあと炭労山元の代表約百名、中小企業争議団代表、失業反対座り込み代表団が壇上にならんで、それぞれ決意を表明した。

議事に入り岩井事務局長から一般経過報告と、第一号議案「安保体制を打破する当面の闘争方針案」第二号議案「春季闘争体制確立のための当面の方針」が提案され、二十七日の第八次統一行動、十二月十日ごろの第九次統一行動を中心に安保改定阻止の闘いを強化すること、春闘へむけて(1)安保条約改定阻止、日中関係打開(2)大巾賃上げ、最低賃金制確立(3)合理化反対、失業反対、労働時間短縮、完全雇用(4)ILO条約批准、勤評反対、労働基本権の確立を目標として闘いを組むことが強調された。

また、合理化反対の主要な闘いである炭労の闘争を支援するため、総評の全組合員が年内に百円のカンパ、一月以降闘いがまだ続く場合は毎月五十円ずつ四月までカンパを行うことを提案した。

強力な統一行動

この提案をめぐり討論が交された結果、

○安保体制打破……十一月二十七日に第八次統一行動、十二月十日ごろ第九次、二十日ごろ第十次の統一行動を実施する。

これは安保改定調印阻止を中心目標とし、これに炭労の合理化反対闘争、全逓の権利闘争を結合するとくに第九次では、社会党の院内闘争に合わせゼネストを決行する

○炭労争議の支援……総評に財政対策委員会を設置する。また、炭労の闘争資金として年内に百円カンパ、一月以降四月まで毎月五十円づつカンパを行う。

○春季闘争体制の確立……十二月一、二日賃金調査研究集会をひらき、必要な問題点を研究する。

十二月中旬に、中央討論集会をひらき、春闘を成功させるために統一闘争を強化する。

以上を決定した。

総評が臨時大会をひらいたのは、三十二年春の国鉄処分反対闘争、昨年秋の警職法反対闘争のときにつづいてこんどが三回目であり、安保と合理化に対する労働者の強い決意をしめして、この大会を終った。

各単産の年末闘争

安保闘争とからめ激しい高まりをみせ発展

秋季闘争は臨時国会の開幕もあつてようやく激しい高まりをみせているが、あわせて年末手当要求の時期を迎えて各組合はいつせいに準備を進めている。ことしは〝激量〟気〟の波の中で、大手各組合の平均要求額は二カ月から二、五カ月といつたところ。

また臨時工、社外工をかかえる組合は、それらの人々をくるんでのたたかいに発展させようとしているのが注目される。たたかいの山は安保改定阻止闘争との関連で一様に十一月中旬から下旬にかけて設定されている。各組合の状況は次の通り。（十一月一日現在）

鉄鋼労連　十月三十日の単産代表者会議で要求額、スケジュールを決定。大手五社の要求額は手取り六〇、〇〇〇円として一律配分を設定し、査定制度、成績、考課配分撤廃、圧縮をはかつていく。闘争体制確立は十一月二十一日まで。中小については大手五社の増額に準ずる考え方で従来の要求額の引上げをはかる。

合化労連　十月末から十一月はじめにかけて要求書提出が出そろうが、東洋高圧ではすでに第二次回答として二四、三〇〇円（要求四六、〇〇〇）が出され、三波のストを打つているところ。そのほか要求提出の終つたところでは別府化学の五〇、〇〇〇円、信越化学四七、〇〇〇円、宇部曹達四三、三〇〇円、日本化薬四二、〇〇〇円、東洋曹達五九六五二円など。

化学同盟　要求は最底を二カ月分に押さえて共闘ごと（地区別共闘＝一〇、業種別共闘＝七）の要求を統一するなかでタイヤ共闘（五社）はすでに二、二カ月分で十一月はじめ提出の予定。その他は十一月五日までに要求提出を終り、十一月二十日ごろに山をおく。

全鉱　労協問題（団交権の確立、争議権の撤前通告の短縮など）とあわせて「要求額三〇、〇〇〇円、回答十一月五日」で十月二十六日いつせいに要求書を提出した。ここは退職金五割増の要求で十月二十七日一番方から大手五社無期限重点ストにはいつており、引きつづき前記二項目を並行的にたたかう。

全国旅館　平均実績（二三、〇〇〇円）プラステルアアでいく。過去の要求実績は三五、〇〇〇円、妥結平均は二三、〇〇〇円。十一月十日いつせいに要求提出予定。安保改定阻止とあわせて十一月二十七日の統一行動までに三次のストを予定。

全国金属　大会決定の要求額は昨年末を上回る額、最低月収二カ月分以上。十一月一日全国いつせいに要求を提出し、第一回回答日を十一月十日にもとめ、十一月末までに現金で支払うよう要求する。臨時工、社外工、下請工などの要求も必ずとりあげ統一闘争とすることが決められている。

国鉄　十月二十五、六日の中央委で二カ月分要求を決定、安保改定阻止闘争の一環として十一月二十五日までに実力行使の体制を確立、十一月下旬から十二月二十日の間に超過勤務拒否、順法闘争、業務切捨ての反復闘争を地本ごとにおこない、十二月十五日―二十日ごろの間に勤務時間に食い込む全国的規模の実力行使を予定している。

動力車労組　十月二十九日の中央委で二、一カ月分の要求を決定。要求書の提出、交渉は公労共闘との関連で決定していく。

全逓　二カ月分を要求。すでに八月の定期大会直後要求書を提出したが、当局は解雇三役をかかえた組合とは交渉しないと団交を拒んでいる。これの突破が最大の闘争目標で、十二月一日から時間外勤務を拒否し同月二十日ごろには三割休暇闘争を行なう予定である。このため年末・年賀郵便はかなり混乱するだろう。

全専売　期末手当三カ月分、不当処分撤回、防府工場閉鎖反対の三本を秋季闘争の柱として要求。十月三十日には徹夜団交。十一月四日以降十一日まで第一波実力行使の期間として職場大会などをおこなう。

公務員関係　国公、地公共闘会議として最低二カ月分（現一、九カ月分）を一律三、〇〇〇円の賃上げ要求とともに決定。各組合別に十二月十五日支給を目標に交渉にはいつている。十一月七日午後、東京で「要求貫徹中央総決起大会」をひらき、その後安保改定阻止第八次、第九次統一行動へむけて職場闘争を強化する。

全駐労　年末手当二、五カ月分を要求。給与体系の変更反対（十月二十九日二時間の時限スト）などの独自要求をふくめ、国公、地公関係と共闘を組んでいる。

電気労連　賃金の平均二、三カ月以上とし、最低保障として一、五カ月を全員保障するように努力する。十一月五日以降いつせいに本格的交渉にはいる。闘いの山は十一月中旬以降。

全造船　要求は二、五カ月分。十一月六日いつせいに要求を提出する。十六日回答、十二月五日支払いの予定で「安保阻止」とは別にスト権を確立していく。

全百連　一・五カ月以上要求することに決定。十月四日、十四日、二十八日と三次の統一行動をつづけており、十一月中旬に打ちあげる予定。すでに妥結したところは高島屋（年末手当一カ月、賞与一、三〇〇円）全大丸（年末手当一・五カ月、賞与一・六カ月）の二単組。

全繊同盟　綿紡、化繊、および一部水晒地組合をのぞいた羊毛が十月十日、麻が二十日に要求書提出、その他が十一月五日までに提出することになつている。綿紡＝二、二カ月、化繊＝二、三カ月、羊毛＝二、二カ月、麻＝二カ月。

交渉を打切れ

安保阻止国民集会

安保改定阻止国民会議は十一月十二日午後、東京永田町の全国町村会館で「安保条約改定交渉の打切りを要求する集会」をひらいた。集会は五十七の団体代表と文化人などおよそ百二十名が出席、水口国民会議事務局長がいまや改定交渉打切りの要求をだすときだと、第八次統一行動への結集を訴えたあと、各団体文化人代表が決意表明をおこなつた。集会はさらに「岸内閣の戦争政策、安保阻止のたたかいに立ち上ろう」という全国民へのアピールを採択した。

また総評、東京地評傘下の労働者と教育大、東大などの学生、愛知三重などの被災者代表五千名は、十一月十三日午後「安保改定交渉うちきり」「水害地の災害補償」「炭鉱の首切り反対」「サイドワインダー持ちこみ反対」などの要求をかかげて国会に集団陳情をおこなつた。武装警官千人の妨害をうけた陳情団は国会前で集会をひらき、関係方面への抗議文を採択したのち デモ行進をおこなつた。